

国家公務員共済組合法等の運用方針の一部改正（案）

概要

国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和 34 年 10 月 1 日蔵計第 2927 号。以下「運用方針」という。）は各共済組合等において法令の解釈や運用に差異が生じないように統一的な基準を示すものである。

今般、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき行われた、社会保障審議会医療保険部会及び同部会の下に設置された「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 号。以下「一部改正政令」という。）」において国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）の一部を改正する予定である。

このため一部改正政令の施行に伴い、運用方針について、必要な一部改正を行う。

内容

法第 111 条関係：一部改正政令の施行に伴い、新設される年間高額療養費を受ける権利の消滅時効の起算日等について、解釈を示すための改正を行うもの。

通達日等

通達日：令和 8 年 7 月下旬（予定）

適用日：令和 8 年 8 月 1 日